

長岡赤十字看護専門学校

障がいのある者への入学者選抜試験及び在学中の支援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、その他の法令の定めに基づき、日本赤十字社 長岡赤十字看護専門学校（以下「本校」という。）において、障がいのある受験生及び学生に対する支援を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「受験生」とは、入学者選抜試験を受験する者をいう。
- (2)「学生」とは、本校に在学する学生をいう。
- (3)「障がいのある者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (4)「不当な差別的取り扱い」とは、本学における入学者選抜試験、教育、研究その他の活動に関して、正当な理由なく、障がいを理由として、障がいのある者を障がいのない者より不利に扱うことをいう
- (5)「合理的配慮」とは、障がいのある者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した、又は、過度な負担を課さないものをいう。

(責務)

第3条 学校長は、障がいのある者に対し、不当な差別的取り扱いをすることにより受験生及び学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 教職員は、障がいのある者に対し、不当な差別的取り扱いをすることにより受験生及び学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援の実施及び合理的配慮を提供しなければならない

3 合理的配慮を確保するにあたり、次の要素を考慮して過重な負担であると判断し支援が出来ない事項については、障がいのある者又は保護者等に説明し理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なう程度）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 事務・事業規模
- (5) 財政・財務状況

（支援の申請）

第4条 障がいのある者は、入学者選抜試験に必要な支援を申請することができる。

2 入学者選抜試験の支援に係る申請については、指定の申請用紙により学校事務にて受けつけ、入学試験委員会に報告するものとする。

3 入学後、看護を学ぶ上で困難を抱える状況にある学生からの支援に係る申請については、専任教師等が指定の申請用紙により受けつけ、副学校長に報告するものとする。

（受験生への支援の通知）

第5条 前条第2項により報告を受けた入学試験委員会は、受験生の支援の申請に対し、その意思を十分尊重したうえで協議し、受験上の配慮事項について審査を行うものとする。

2 配慮事項は、申請内容に応じて、学校長が決定する。

3 学校長は、当該受験生に対し、支援の可否と配慮事項を通知しなければならない。

（支援方法の決定）

第6条 第4条第3項の申請を受け、教師会議は、学生の支援の申請に対し、その意思を十分尊重したうえで協議し、合理的配慮に基づく個別の支援方法を決定する。

（合意の形成）

第7条 前条第1項により決定した支援内容について、専任教師が当該学生に対し十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

（支援の実施）

第8条 前条第1項に関する具体的支援は、学校の教職員が主たる責任を持って実施する。

（支援に係る事務）

第9条 具体的支援に係る事務は、学校事務が担当する。

（秘密保持義務）

第10条 受験生および学生に対する支援に従事する者及び具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、受験生および学生に対する支援に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 学内教職員が連携して受験生および学生を支援するために必要な場合は、守秘義務を遵守して個人情報を共有することができるものとする。

3 支援をするために個人情報を学外機関等の第三者に開示する必要がある場合は、必ず本人の同意を得ることとする。

（その他）

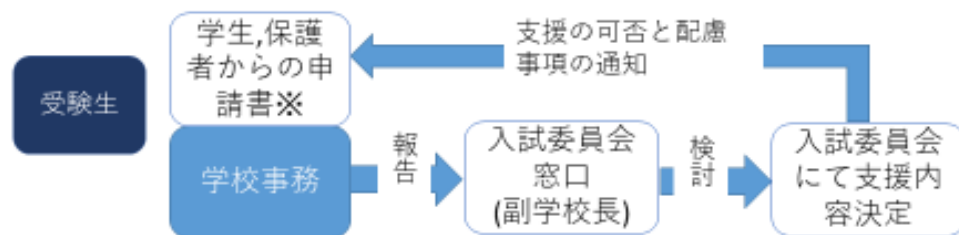
第11条 この規程に定めるもののほか、支援の実施に関して必要な事項については、学校運営委員会の議を経て、学校長が別に定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、学校運営委員会の議を経て、学校長が決定する。

附則 この規定は、2025 年 4 月 1 日から施行する。

学生支援の仕組み



※学校Webページから申請書をダウンロードし,記載した上で,期限(出願期間より前)までに送付してもらうように説明する。



※※使覧にある申請書をコピーし(もしくはweb上に置くか),記載した上で,事務もしくは教員に提出してもらう。